

神戸海星女子学院大学 研究活動における不正行為等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、文部科学大臣が定める「研究活動における不正行為等に関するガイドライン（平成26年8月26日決定）（以下「ガイドライン」という）」に基づき、神戸海星女子学院大学（以下「本学」という）における研究活動における不正行為等に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めない事項については、ガイドライン及び本学の関係規程等の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 競争的資金等 : 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
- (2) 研究機関 : 競争的資金等の文部科学省の予算配分又は措置により、所属する研究者が研究活動を行っているすべての機関
- (3) 配分機関 : 研究機関に対して競争的資金の配分をする機関
- (4) 研究・配分機関 : 前項(2)の研究機関及び前項(3)の配分機関
- (5) 配分機関等 : 研究機関に対して、競争的資金等、基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置する機関
- (6) 管理条件 : 文部科学省が、調査の結果、研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該研究機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した競争的資金の交付継続の条件

第2章 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

(研究活動)

第3条 研究活動とは、先人が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。

(研究成果の発表)

第4条 研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。

(研究活動における不正行為)

第5条 研究活動における不正行為とは、得られたデータや結果の捏造、改ざん及び他人の研究成果等の盗用である。又は、他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップについても不正行為である。

(不正行為に対する基本姿勢)

第6条 不正行為は、科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものである。また不正行為は、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものである。

なお、不正行為への対応の取り組みが厳正なものでなければならないのは当然であるが、学問の自由を侵すもので

あつてはならないことはもとより、大胆な仮説の発表が抑制されるなど、研究を萎縮させるものであつてはならない。

(研究者、科学コミュニティ等の自立・自己規律)

第7条 不正行為に対する対応は、まずは研究者自らの規律及び科学コミュニティ、研究機関の自立に基づく自浄作用としてなされなければならない。

2 科学コミュニティは全体として、各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味・評価することを通じて、人類共通の知的資産の蓄積過程に対して、品質管理を徹底するという重い責務を遂行しなければならない。

3 若手研究者や学生に適切に教育していくことが重要であり、このこと自体が指導者自身の自己規律である。

4 複数の研究者等による共同研究の実施や論文作成の際、個々の研究者間の役割り分担・責任を明確にする。

(研究機関の管理責任)

第8条 共同研究における個々の研究者等がそれぞれの役割り分担・責任を明確にするとともに複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認していくことを促すものとする。

2 研究機関は、若手研究者が自立した研究活動を遂行できるような適切な支援・助言等がなされる環境整備を行うものとする。

第3章 不正行為の事前防止のための取組

(研究倫理教育責任者)

第9条 本学における研究倫理教育責任者は、教務部長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わるものを対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新するものとする。

(学生に対する研究者倫理)

第10条 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進する。

(研究データの保存・開示)

第11条 研究者は、一定期間研究データを保存し、必要な場合は、開示しなければならない。

第4章 研究活動における特定不正行為への対応

(対象とする研究活動)

第12条 対象とする研究活動は、競争的資金等、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算配分又は措置により行われるすべての研究活動である。

(対象とする研究者)

第13条 対象とする研究者は、前条の研究活動を行っている研究者である。

(対象とする不正行為(特定不正行為))

第14条 特定不正行為とは、投稿論文などに発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用である。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(告発の受付体制)

第 15 条 特定不正行為に関する告発窓口を総務課とする。

2 告発は、書面、電話、FAX、メール及び面談など、いずれかの方法によるものとする。

3 告発の受付から調査に至るまでの責任者を大学事務長とする。

(告発の取り扱い)

第 16 条 原則として、告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。

2 告発を受け付けた研究・配分機関は、告発者に、告発を受け付けたことを通知する。

(告発者・被告発者の取扱い)

第 17 条 告発を受け付ける場合、個室で面談する等、告発内容や告発者の秘密を守るための適切な方法を講じなければならない。

2 研究・配分機関は、受付窓口へ寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

3 研究・配分機関は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(調査を行う機関)

第 18 条 研究機関に所属する研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として、当該研究機関が告発された事案の調査を行う。

(予備調査)

第 19 条 第 17 条による調査を行う機関（以下「調査機関」という）は、告発を受けた後速やかに調査委員会を設置して予備調査に当たらせるものとする。

2 調査機関は、予備調査の結果、告発された事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。

(本調査)

第 20 条 本調査を行うことが決定した場合、調査機関は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。また、30 日以内に本調査を開始しなければならない。

2 調査機関は、本調査に当たっては、当該調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会を設置する。

3 調査機関は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に調査機関に対し異議申し立てをすることができる。調査機関は、その内容が妥当と判断した場合、調査委員を交代させるとともに告発者及び被告発者に通知する。

4 調査機関は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全の処置をとるとともに、当該配分機関に中間報告をするものとする。

(認定)

第 21 条 調査機関は、本調査の開始後、150 日以内に調査委員会が調査した内容をまとめなければならない。

2 調査委員会は、調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否かの認定を行う。

(調査結果の通知及び報告)

第 22 条 調査機関は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知するとともにその配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告するものとする。

(不服申し立て)

第 23 条 特定不正行為と認定された被告発者は、30 日以内に、調査機関に不服申し立てをすることができる。

2 不服申し立ての審査は、調査委員会が行う。

(調査結果の公表)

第 24 条 調査機関は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

(規程の改廃)

第 25 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。